

決算特別委員会会議録

日時 平成21年11月9日(月) 開会時間 午後 1時 4分
閉会時間 午後 4時 34分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 望月 清賢
副委員長 丹澤 和平
委員 中村 正則 皆川 巖 高野 剛 大沢 軍治
山下 政樹 鈴木 幹夫 石井 脩徳 堀内 富久
竹越 久高 岡 伸 金丸 直道 武川 勉
内田 健 清水 武則 河西 敏郎 小越 智子

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

総務部長 古賀 浩史 総務部防災危機管理監 清水 文夫
総務部理事 依田 正司 総務部次長 飯沼 義治
総務部次長(人事課長事務取扱) 芦沢 幸彦 職員厚生課長 野中 進
財政課長 福富 茂 税務課長 望月 明雄 管財課長 矢島 孝雄
私学文書課長 鈴木 治喜 市町村課長 青柳 治
消防防災課長 堀内 浩将

森林環境部長 小林 勝己 林務長 前山 堅二
森林環境部理事 榊原 章男 森林環境部次長 山本 正彦
森林環境部次長 宮島 茂 森林環境部技監 石山 利男
森林環境部技監 渡邊 晴夫 森林環境総務課長 望月 洋一
環境創造課長 小野 浩 大気水質保全課長 時田 寛幸
環境整備課長 橘田 恭 みどり自然課長 神津 孝正
森林整備課長 宇野 聡夫 林業振興課長 安富 芳森
県有林課長 佐野 克己 治山林道課長 深沢 武

商工労働部長 輿水 修策 産業立地室長 後藤 雅夫
商工労働部理事 中村 雅夫 商工労働部次長 都築 敏雄
商工労働部次長 久保田 克己 産業立地室次長 中込 雅
商工企画課長 清水 幹人 商業振興金融課長 岩波 輝明
産業支援課長 尾崎 祐子 労政雇用課長 中澤 卓夫
産業人材課長 佐野 芳彦 産業立地推進課長 高根 明雄

企画部長 中澤 正徳 県民室長 窪田 守忠 企画部次長 田中 宏
企画部次長(リニア交通課長事務取扱) 小林 明 企画課長 末木 浩一
世界遺産推進課長 高木 昭 北富士演習場対策課長 小林 隆一
情報政策課長 石原 光広 情報産業振興室長 小田切 一正

統計調査課長 奈良 政文 県民生活・男女参画課長 河野 義彦
消費者安全・食育推進課長 小松 万知代 生涯学習文化課長 望月 和俊
社会教育課長 大堀 修己

県土整備部長 下田 五郎 理事 宮田 文夫
県土整備部次長 広瀬 猛 県土整備部技監 河西 邦夫
県土整備部技監 小池一男 総括技術審査監 伊藤 守
県土整備総務課長 吉澤 公博 美しい県土づくり推進室長 野田 祥司
建設業対策室長 斉藤 倍造 用地課長 望月 剛
技術管理課長 井上 和司 道路整備課長 上田 仁
高速道路推進室長 野中 均 道路管理課長 川崎 英美
治水課長 樋川 和芳 砂防課長 望月 実
都市計画課長 河西 秀樹 下水道課長 小野 邦弘
建築住宅課長 和田 健一 営繕課長 末木 正文

出納局次長（会計課長事務取扱） 山本 一

議題 認第1号 平成20年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 総括審査は、決算状況の質疑とあわせて発言願ひ、意見書の提出があった委員には、意見書記載の意見もあわせて発言を願った。

審査の順序は、午後1時4分から午後3時35分まで総務部、森林環境部及び商工労働部関係（午後2時14分から午後2時48分まで休憩をはさんだ）、休憩をはさみ、午後3時54分から午後4時34分まで企画部及び県土整備部関係の総括審査を行った。

主な質疑等 総務部、森林環境部、商工労働部関係

（公債費負担比率の増加について）

岡委員 今までお聞きをいたしました中で、少し留意すべきということで出させていたいただきましたのは、2の財政構造、とりわけ公債費負担比率について、監査委員の意見書の中の21ページ、22ページにわたる部分であります。

つまり、ここ3年ほど、17、18、19年度あたりは落ちついてきた経過でありますけれども、昨年、この中にも見られますように、大変な伸び率であります。この辺の分について、再度お聞きをしておきたいと思っております。

福富財政課長 公債費負担比率についてでございますけれども、公債費比率につきまして、まず簡単に、どんな仕組みなのか改めて申し上げますと、一般財源、県税等の一般財源総額に対しまして、その一般財源をどれぐらい県債の償還に充てているかということ比率にしたものでございます。今、申し上げました県債の償還につきましては、臨時財政対策債も含めまして、全体の公債費、県債の償還を指しています。

その公債費負担比率でございますけれども、平成20年度につきましては、前年度の22.7%から1.6ポイント上昇いたしまして24.3%になっており、今、委員からの御指摘のとおり、このところ上昇しております。その主な原因でございますが、先ほど一般財源総額に対してどれだけ公債費に充てているかというこ

とを申し上げましたが、いわばその分子部分である公債費につきまして、臨時財政対策債の償還が増加していることが大きな要因となっております、分子部分が伸びております。

また、20年度について申し上げますと、厳しい経済情勢を受けまして、県税収入等が減少しております。このことが分母に当たる一般財源総額の減少につながっておりまして、全体の結果としての指標である数字が上昇しておるということでございます。これにつきましては、全国的にも同様の比率が上昇しているという傾向が見られるものではないかと認識をしております。

岡委員

今、御説明いただきましたような状況の中で、言うならば、今後の返済等々を含めて、24%からさらに上昇していくというふうに感じているわけでありまして、今後、どういうふうな形でどのくらいまでの期間上昇していくのかという点を、ひとつお示しください。

福富財政課長

今後の見通しについての御質問でございますが、分母に当たる一般財源の総額、これにつきましては、今後の地方財政対策ですとか、将来の地方税財政の見直し、こういったものによって大きく影響されますので、精緻にはなかなか申し上げられませんけれども、しかしながら、現下の厳しい経済情勢を考えますと、すぐに回復することもなかなか期待できない、非常に厳しい状況でございますので、分母に当たります県税等の一般財源の総額がなかなか大きくなってこない。

一方で、分子に当たる県債の償還、公債費につきましても、今後も臨時財政対策債の償還を含めまして増加が見込まれるので、全体として見ますと、今後も公債費負担比率につきましては悪化をしていくことが予測をされている状況でございます。

岡委員

償還部分の分でありますけれども、今までの自公政権の中で大変な借金財政をしてきているわけですから、そういう点では今後もふえていくと言わざるを得ないと思うわけでありまして。

大体、どのくらいまでといたしますか、パーセンテージでどのくらいまで行くだろうかという予測はつくのでしょうか。経済情勢がありますから、難しいことは十分承知はしておりますけれども、その辺の見通しもやっぱり考えていかなければいけないと思っておりますので、もしわかりましたらひとつお示しください。

福富財政課長

繰り返しになって恐縮でございますけれども、なかなか今後の地方財政全体を正確に見通すことは難しい状況でございますので、何ポイントぐらいまでということもなかなか申し上げられないわけですが、公債費の償還自体は過去に既に借入れを行ったものの償還が大部分ですので、今後、当面は若干の幅がございますけれども、平成26年度ですとか28年度あたりまでは公債費はふえていくだろうということでございます。当然、現在の借入れを抑制する中で、指標をできるだけ抑えていく努力をしていきたいと考えております。正確な数字は申し上げられませんが、それまでは数値が悪化するということが見込まれる状況でございます。

岡委員

実際問題として経済情勢はわからないわけですから、そういう点では難しいことは十分承知をいたします。

いずれにいたしましても、借金財政、つまり1兆円借金があると、今までは言われたわけでありまして、返済していかなければならないわけでありまして、そういう点では、税収が減少しているという現状の中での難しさ、大変さ

は十分理解しながらも、ぜひ健全財政を構築するように努力をしていただきたいと思います。以上でこの点については終わります。

(企業局からの繰入金について)

引き続きまして、3の企業局からの繰入金1億円の執行についてであります。

御案内のように、平成17年から18、19年と3年3億円という形で1億円ずつ企業局から一般財源への繰り入れがあります。17年度の使い方、私は18年度の中で指摘をさせていただきました。クリーンエネルギー、水力発電で得た、その財源を、せつかく一般財源に繰り入れたにもかかわらず、17年度の執行状況は、環境関係企業へ、約7,000万円余の繰り入れというか、支出をした経過があります。それでは、幾ら何でももったいないのではないかという指摘をさせていただきながら、順次、クリーンエネルギーで得た利益であるその1億円の使い道について、それなりに改善をできていただいたことは事実であります。

そういう中で、できるものならば、クリーンエネルギーで得た収益金であるから、クリーンエネルギーへ還元していくべきではないか、つまり、太陽光発電を初めとし、バイオマス、あるいは小水力等々を含めて、もっともってそれなりの対応をするようにと言ってきたわけでありまして。今度は、20、21年といくわけでありましてけれども、この過程の中でお聞きをすると、確かに水ということを考えながら、森林整備へお金をかけていく、こういう問題をお聞きしております。

過日の説明の中でも若干そんなところを御説明いただいたことは事実でありますけれども、しかし、実際問題として、その執行状況が約8割強に当たるとなっておるわけですが、その中身をお示してください。

福富財政課長

申しわけございません。各部にまたがる部分でございまして、予算編成の交通整理をしておりました立場から御答弁をさせていただきたいと思っております。平成20年度でございましてけれども、委員から御指摘のありました、特に森林整備ということで8割程度でございましたけれども、特にその1億円の中で、地球温暖化対策ということで、環境公益林整備事業、間伐等についての助成に、6,500万円余りを活用させていただいている状況でございまして。

岡委員

実際問題として私が指摘をさせていただきたいのは、言うならば水力発電から得た、まさにクリーンエネルギーで得た利益でありますから、太陽光や小水力、あるいはバイオマスというような、CO₂環境を含めたクリーンエネルギーへ、できるだけ、例えば7割8割のお金をその方向へ活用していただきたいと思いますと思っておりますけれども、なかなかその実現が得られない。

つまり、今回の中で、知事も英断を振るって、個人の太陽光発電施設を整備するに当たって、お金を借りた場合については補助金を出す、こういうやり方をしているわけでありまして。1件10万円以内だったと思うわけですがけれども、私は、やはりそれらの金額をもっと多くするべきだと考えるのですが、いかがでございましょうか。

福富財政課長

20年度の1億円の活用状況は先ほど申し上げたとおりでございましてけれども、本県におきまして、その1億円につきましては、毎年度の予算編成の中で、環境関連重点化枠ということで、クリーンエネルギーの推進を初めとした地球温暖化対策、環境保全という中から事業を選定しております。本県が森林県ということもございまして、間伐の促進は喫緊の課題でございまして、また、その財源も非常に不足をしている状況の中で、環境公益林事業に中心にこれまで活用してきたというのが、これまでの現状でございまして。ただ、一方で、昨年度末に地

球温暖化対策の実行計画を策定いたしまして、当初予算の中でもクリーンエネルギーの普及に必要な事業を計上いたしております。

また、その後も、経済危機対策臨時交付金の制度もできましたので、こういったものを活用しまして、県有施設への太陽光発電の率先導入にも取り組みをしております。さらに、今後を考えますと、森林整備加速化基金も新たに創設されまして、この活用ができます。こういったさまざまな財源が新たに措置されていることも総合的に勘案しながら、今後のその1億円の活用については、最も有効に活用できるように、十分検討していかなければならないと考えております。

岡委員

ありがとうございました。私自身も別に1億円の財源を森林活用整備へかけるべきでないと言っているわけではありません。

つまり、森を守ることは水を守ることでもありますから、当然、森林整備にお金をかけることは大切だと私自身も考えています。

しかし、今、課長さんに御説明いただきましたように、できるものならばクリーンエネルギーにより集中的に配分していただければと考えましたので、以上を要望して終わります。

(宝石美術学校について)

金丸委員

産業支援課だと思いますけれども、この説明資料の商の5ページの宝石美術専門学校費につきまして、質問と意見を申し上げさせていただきたいと思っておりますのでございます。

単刀直入にお話をさせていただきますけれども、平成20年度の決算の関係でありますので、これに基づいて、学校の入学定員50人に対して入学者は42人で、ふるいで落とされた人はなくて応募者全員が入学ということでございます。

それで、そのうち卒業した人は35人という数字になっているわけでございますけれども、せっかく県民の税金を使って宝石学校を運営しているということでもありますので、これではちょっと数字的に寂しいなという感じがいたすわけでございます。そういうことから、入学定員42人、卒業生35人という数字に対しての分析といいましょうか、お考えを明らかにしてもらいたいということです。

尾崎産業支援課長

宝石美術専門学校の入学者につきましては、県内・県外比率で申し上げますと、20年度は、42人のうち県内が22人、県外が20人、県内比で52.4%でございました。20年度決算ですので、平成21年度の入学者も申し上げますが、県内が16人で、県内の構成比が64%となっています。

これらに関しては、入学金を融通するなどして、県内の出身者に優先的に入学していただくように努力をしております。

しかし、平成21年度の入学生が定員の半分にとどまっていることは憂慮すべき事態でございますので、県では、学校や卒業生の魅力が伝えられるように、県政番組や広報、あるいはテレビ、ラジオを使って広報を実施しております。

県内就職者数ですが、平成20年度の卒業生のうち就職した者は35人で、24人が県内に就職しております。これは68.6%に当たる数字でございますので、これまでの宝石美術専門学校が設立して以来の平均値を上回る数字となっております。

金丸委員

20年度の県内の入学者は52.4%という答えをいただきました。広く全国にということとは全く理解できないわけではないですけれども、県の費用を投入している以上はこの数字ではちょっと問題があると私は思いますけれども、この辺の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

尾崎産業支援課長 県外からの入学者数も含めまして、県内産業への定着率は68.6%と高い数字であると考えております。繰り返しになりますが、この数字は、これまでの宝石美術専門学校の設立以来の平均値を上回っており、今後もこの数字を維持してまいりたいと考えております。

金丸委員 私は100%とは言いませんけれども、やっぱり県の税金を投入して学校をつくっているわけだから、県内への貢献、これがなければ県民の理解は得られないのではないかとこのことを指摘いたしておるわけでございまして、もちろん就職のこともありますけれども、過去の経過からいって六十何%ということで、この数字を維持すればそれで事が足りるということにはならないのではないかと私は思いますけれども、再度、答弁をしてください。

尾崎産業支援課長 まず、入り口のところで、近年の入学者数が減ってきていることもございますので、まずは、この点、少子化や4年制大学への進学志向の問題などがありますが、地場産業を支える学校として、人材育成を行うために、入学料の優遇の制度なども用いながら、入学者確保に努めてまいりたいと考えております。

また、出口の、就職を県内にということに関しましては、宝飾業界とも連携しながら人材の活用に努めてまいりたいと思います。

望月委員長 ただいまの質問は、県費を使って運営しているのだから、そこのお考えを聞きたいということです。

金丸委員 入学者が減ってきているというところまでお話をさせていただきましたけれども、そういうことであれば、私は極端に言って、この宝石美術専門学校の維持は難しくなるということにつながるのではないかと思いますのであります。やっぱり、宝飾業界などの要望もあって、そしてまた、県としては地場産業の振興と活性化を図るという視点で、この宝石美術専門学校は設立をしたということだと思っております。

そういう中で、減ってきているのは少子化の時代で、大学へ進学するからやむを得ないなんて、こんな話を切り出してきて、全くもっていただけないと私は思うのであります。そういう立場で、来年の卒業生になる21年度の入学生は半分しかないということであるならば、ちょっと話を広げ過ぎてしまっておりますけれども、この学校運営費七千何百万、さらに学校の先生などの人件費がかかわる、そしてまた、来年9月には紅梅町へ移る、このお金も12億かかるというような状況下の中で、私はこれを、もうちょっと入学定員をふやしたり、県内の入学者をふやしたり、就職する人をふやしたりという、そういう視点からお伺いしているということですので、もう一度、部長に答えてもらうほうがいいかもしれない。

興水商工労働部長 委員御指摘のとおり、宝石美術専門学校は県立の学校として、県内ジュエリー産業の人材育成ということを目的に設立をされた学校でございます。近年の厳しい業界の情勢の中で、就職部分の不安もあるかもしれませんが、入学者数が少なくなっている状況でございます。

私どもといたしますと、県立で県内のジュエリー産業の人材育成を図っていくという学校の使命を十分に頭に置きながら、入学者数の確保、さらには卒業生の就職先の確保、これらに努めてまいりたいと考えております。

金丸委員 努めてまいりたいということでありますのでお伺いしますけれども、今までも、県内の入学者、あるいは定員を確保するために努力をしてきたと思うのであります。過去のそうした取り組んできた状況をちょっとお話しいただきたいと思えます。

高校に対してどう取り組んだのか、あるいはジュエリー産業に対してどういうふうに取り組んできたのかという点についてお答えをいただきたいと思えます。

尾崎産業支援課長 これまでの定員確保のための取り組みでございますが、まず、校長以下事務局長総出で、県内のすべての高校を複数回巡回する、あるいは、広報紙、テレビ、ラジオのスポット放送などを最大限活用しまして、県内の高校生への呼びかけを行ってまいりました。また、新しい取り組みといたしまして、オープンスクールを複数回開催しています。

さらに、ジュエリー産業に対してということでしたが、業界との連携という点では、各社のホームページからPRをしてもらう、あるいは輝きの祭典において学校の展示コーナーを設けるなどして協力をしてまいりました。

金丸委員 さらにお聞きをいたしますけれども、それだけ精力的に、学校を複数回訪問したり、マスコミを介して、あるいはジュエリー産業に対して最大限の努力をしたのではないかと思います。

最大限の努力をしてきても42人で、県内はその約半数、さらに21年度は半数、50人に対して25人しか入学者がなかった。22年度もありますから、これもちょっとお話をさせてもらいますけれども、そういうことを考えてみると、この定員が多過ぎるのか、果たしてそういう学校が必要なのかというところまで考えなければならないのではないかと私は思うのでありますけれども、この辺、悪いけど部長、答えてください。

興水商工労働部長 平成21年度におきましては、定員をかなり大きく下回るような状況になっております。

平成22年度へ向けての入学者の募集を現在しておりますけれども、多少改善はしてきております。ただし、定員を満了するという状況には至っておりません。私どもといたしますと、先ほど申し上げましたように、ジュエリー産業の大変厳しい状況も背景にあるとは思っておりますけれども、本県地場産業の中核となっておりますジュエリー産業の人材育成を使命といたします学校でございます。入学者確保、それから業界団体との連携も十分に図る中で、就職の対策を十分とりながら、学校自体の使命というものは、これは変わらないものと考えておりますので、最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

金丸委員 努力していただけるということだからよろしいわけでありましてけれども、今、お話にあった22年度の今の募集状況、これも続いてやられているようで、改善されてきているということ、確かに25人から第1次の推薦とその他入学試験で35人が現状確定しておると伺っております、まだ定員に15足りないから追加募集を行うことになっているようでございますが、やっぱり私は、学校である以上、50人を超えて60人とか70人で試験をやって20人ぐらい振り落ちるくらいの勢いで、幾ら宝石美術専門学校といえども、そういう努力が必要ではないかと思えます。来年に向けて、先ほどお答えをいただいたわけでありましてけれども、再度、35人の応募が50人にふえるための努力は、具体的にどんなふうにしていくのかということについて、さっきお話があったような形式的に学校を訪問したとかというようなことでなくて、本当にとうとい県民の税金を使っている

という観点からお答えいただきたいと思います。

尾崎産業支援課長 今後の取り組みでございしますが、県内の全44校に再度回ると同時に、「ふれあい」などの掲載に関しましても、2次試験募集の掲載を行ってまいりたいと思います。また、新たに、業界の技能まつりであるとか、各種イベントを通しまして取り組んでまいりたいと思います。

金丸委員 そういう努力をしていただきたいということでよろしいわけですが、この学校運営費7,270万円、そのほかに学校にかかわる人件費その他、20年度1年間に、学校経営に要した費用というのはトータルで幾らくらいになったのかということをもう一回。

尾崎産業支援課長 平成20年度に要した人件費を含め、1億7,500万円余でございます。

(中小企業近代化資金の債権回収について)

丹澤委員 中小企業近代化資金特別会計についてお尋ねをいたしますけれども、味のふるさと協業組合等に貸し付けた高度化資金が不良債権化したということで、この貸付金の債権回収について、RCC、整理回収機構に委託をし、その委託金が5,700万円ということでございますけれども、これがいささか高過ぎるのではないかと考えております。

まず、RCCに債権回収を委託した不良債権の総額は幾らですか。

岩波商業振興金融課長 委託しました不良債権の総額は111億円余でございます。

丹澤委員 このうち、貸し付けた組合ごとの不良債権額を教えてくださいたいと思います。

岩波商業振興金融課長 貸付先7団体について委託をいたしました。以下申し上げますけれども、味のふるさと協業組合につきましては、貸付残高55億3,000万円余です。甲南食品協業組合は1億9,000万円余、協同組合甲府シティジュエリーセンターが1,000万円余、身延ショッピングセンター事業協同組合が18億1,000万円余です。山梨ニューマテリアル協業組合、残高は28億4,000万円余です。続きまして、玉穂商業開発協同組合、残高5億3,000万円余、塩部ショッピングセンター事業協同組合、残高2億1,000万円余です。

以上7団体でございますけれども、最後の玉穂商業開発及び塩部ショッピングセンターは、これまで破綻懸念先ということで、不開示情報として取り扱わせていただきましたが、先頃10月26日に抵当権の競売の申し立てを行いましたので、実質破綻先ということで公表をさせていただきました。したがって、以上で残高111億円となります。

丹澤委員 僕はことしの2月議会で、債権回収をするときの負担額が5,700万円、回収した金額は、中小企業基盤整備機構に、貸付割合に応じてそれぞれ分配していくんですね。回収経費は全額県で負担して、取った金はそれぞれの貸付資金の割合に応じて、回収機構に持っていくもの、県が手元へ残すものということで、おかしいのではないかと考えて、相応に負担してもらいたいという話をしたのですが、これはその後、どうなったのでしょうか。

岩波商業振興金融課長 昨年度、中小企業基盤整備機構とお話をさせていただきました。

その結果、委託経費につきましても、貸付資金の割合に応じて費用分担を

する、かつ中小機構も契約の当事者になるという合意がとれまして、昨年度、20年度の委託費の負担比率は、本県が45.75%、中小機構が54.25%という形で相互に負担をしている状況でございます。

丹澤委員 それは大変努力をされてこういう形になったと思うのですが、これは山梨県だけがこういう形にしてもらっていたのですか。

岩波商業振興金融課長 なかなか情報が開示されませんので、全国の都道府県すべてを確認しているわけではありませんけれども、国の中小機構と費用負担がされているのは全部ではなく、数少ないと承知しております。

丹澤委員 ぜひこういうことをしていけば、山梨県が全部負担しなくても、向こうでも負担してもらえる。もともと仕組みがそういう仕組みなので、回収費用は県が全額負担して、取った金はそれぞれの負担割合において配分してしまうなんていうのは最もおかしい話ですので、大変な努力をされたと思います。
そこで、これはたしか20年度からRCCに委託をしていると思うんですけど、20年度はたしかありませんよね、21年からでしたか。

岩波商業振興金融課長 委託を始めたのは19年度からでございます。20年の2月、19年度予算から委託をしております。

丹澤委員 そうすると、19、20、21年度の3年間でRCCに委託した金額は幾らですか。

岩波商業振興金融課長 本年度、21年度見込み額ということで、当初予算に計上させていただいている金額が6,100万円余でございますので、19年度から21年度まで合わせまして、1億2,800万円になります。そのうち、本県の負担分は6,400万円余となっております。

丹澤委員 そうすると、これは19年度もさかのぼって負担してもらえることになったのですか。

岩波商業振興金融課長 19年度の分につきましては、900万円余でございますけれども、これについては、過年度までさかのぼれないということで、本県のみ負担になります。

丹澤委員 そうすると、1億2,800万円、県負担分が6,700万円ですけれども、それだけかけて、RCCが回収した債権は幾らになるのですか。

岩波商業振興金融課長 これまでRCCが業務として回収をした金額は、平成20年度が450万円、今年度、ここまですべて860万円、合計1,300万円余でございます。

丹澤委員 1億2,800万円かけて1,300万円の回収しかないということになっておるわけですが、これは、年度末までに回収経費に見合う分くらいは回収されるようになるのでしょうか。

岩波商業振興金融課長 RCCに業務委託をいたしまして、今、冒頭にも個別のところを申し上げましたけれども、昨年8月から、味のふるさと、それから身延ショッピングセンターの担保不動産の競売手続に申し立てをしております。

それから、あと、それぞれお話をしていく中で、破産手続に入ってしまったものもごございます。そういったものについては、裁判所のスケジュールの中でされていきますので、今その過程の中にあるということで御理解をいただきたいと思えます。

それから、あわせて、債務者はもちろんですけども、連帯保証人に対しまして債権回収の交渉を行っております。そのあたりも鋭意進めているわけですけども、一朝一夕にということでは済みませんので、一定の時間がかかるということで御理解をいただきたいと思えます。

丹澤委員

そうすると、これはまた来年同じように六千何百万かの債権回収委託費を払うことになるわけでしょう。そうすると、債権回収会社はたくさんある。そのある債権回収会社に聞きましたら、私たちが成功報酬でやりますと。

この場合には、契約はどのような方法ですか。随契ですか、入札ですか。

岩波商業振興金融課長 随意契約でございませう。

丹澤委員

その随意契約の理由は何でしょうか。

岩波商業振興金融課長

RCC、整理回収機構という組織でございませうけれども、これは、国と、それから日本銀行が出資をしております預金保険機構が100%出資をした公的なサービサーであります。株式会社の形式ですけども、言ってみれば100%国が株式を持っているという組織であります。したがって、公平、公正なサービサーとして、公明正大な回収が対応できるのではないかと考えられます。

それから、RCCにつきましては、旧住専の、住宅専門金融会社の債権処理等によって、債務者と担保物件の所有者が異なっているというふうな困難案件を解決してきているというふうなノウハウを持っていることを評価させていただきました。

それから、役職員が650人余の組織でありまして、そのほかに顧問弁護士として19名、今現在の水準でいいますと19名を擁しているということで、確固とした組織体制のもとで、本県の不良債権についても組織的な取り組みをしていただけないかということ。

さらに、すぐに回収をしてしまう方法もあるのですが、今現在は、特に事業再生ということも言われておりますので、RCCにつきましては、そういった企業再生の部門も持っているということで、そういったノウハウをあわせてフル活用していただけないかという判断のもとで、RCCと随意契約をしたものでございませう。

丹澤委員

今、利点を挙げましたけれども、この利点は結果的にこれに生かされていますか。

岩波商業振興金融課長

私としては生かされていると思っております。特に組織的などいうところは、山梨県専任の担当部長以下、専用のチームをつくっていただきまして、対応していただいております。

それから、先ほど申し上げましたうちの山梨ニューマテリアルのところの手続では、事業再生についても検討をしながら、持てるノウハウ、知識、経験を十分に生かして事業を進めていただいております。

丹澤委員

事業再生のノウハウといっても、味のふるさとなんてもう使用料も払えないような状態になっている。山梨ニューマテリアルが事業再生するといっても、事業

の中身そのものが時代に合っていない。こういうところが事業再生ができるのか。僕は、このRCCが成功報酬でやってもらえるのなら、ずっとそっちのほうが得だったのではないかと思います。これを選定するとき、そういうところの検討は一切なかったわけですか。

岩波商業振興金融課長 その当時、19年度、それぞれ民間のサービスの方にもお話を聞いております。そういった中で、管理手数料を低目に設定してインセンティブという形で成功報酬を高く設定する例もあるということで、経費の積算についてはさまざまやり方があることは承知をしております。先ほど味のふるさとが事業再生には当たらないのではないかとということがあったわけですが、味のふるさとにつきましてはそういった関係ではなくて、持ち主と使っている人が違う、賃借権がついているということですので、そういった賃借権つきで、連帯保証人が多数いるという、本県のような、今、委員からお話のありました味のふるさとのような困難案件につきましては、お話を聞いたところは、お話を聞く限りではなかなか難しいなというお話もいただいたと聞いております。

そういったことを考慮いたしまして、RCCと契約をしたという経緯がございます。

丹澤委員 味のふるさとなんて、賃借権つきと言っているけど、むしろ県が指導してこういうふうにしてしまったわけでしょう。それはまた後で聞きますけれども、1億2,800万円やって1,300万円。二束三文な施設で、土地だってかなり安くなっていると思うけれども、十分見合うだけの回収経費を、また来年やれば同じぐらい出さなければならぬわけでしょう。来年もRCCと委託することになるのですか。

岩波商業振興金融課長 委託契約自体は単年度契約でございますけれども、19年度からRCCと契約をしてきておりますので、RCCには本県独自の案件的な蓄積等もございますので、来年度また委託をするということになれば、RCCを対象ということに進めていきたいと考えております。

丹澤委員 たしか110億円の債権額に対して委託金額が決まるという話でしたよね。ほかの債権回収会社にしてみれば、成功報酬でもらうということになったら、取った分のうちで払えばいいわけですよ。

この場合には、この111億という金額が基準にあるとすると、また六千数百万ずつ払い続ける、しかし、回収する額は、もうたかが知れているということになるのではないですかね。

岩波商業振興金融課長 現下の不動産市況もありますので、担保を取ったときの金額に見合った分だけを回収できるというのは、なかなか難しいのではないかと考えております。そういう中で、できるだけ多くの金額を早く回収していきたいということで、RCCに委託をして業務の遂行をお願いするというのが最もいいのではないかと考えております。

丹澤委員 来年、111億円の債権を委託するのに幾らかかりますか。

岩波商業振興金融課長 今年度、債権、残債が減らなければ、ほぼ同様の金額が見込まれます。

丹澤委員 そうだとしたら、成功報酬で支払うほうがいいと思うけれども、それを検討す

る余地は全くないのですか。

岩波商業振興金融課長 他の民間サービサーの場合には、管理手数料は、いわゆる残債額をベースにはするのですが、マイナス係数で低くして、その分を、高いところによると成功報酬30%とかいうようなところもあると聞いております。

しかしながら、RCCの場合には、管理手数料が残債権の0.5%ですけれども、成功報酬は1.5%ということで、管理、回収の手数に対して経費をかけるという積算でございます。その辺のところはそういった形で、できるだけ過程とか、回収をするところに一生懸命頑張っていただいてという積算になっているという認識でおりますので、ぜひこの形のままいきたいと思います。

丹澤委員

また査定の時期があるから財政課長、総務部長ともよく話をされて、どっちが効率的に予算が執行できるのか、固定的な頭の観念でなくて、ぜひ検討してみてください。

(山梨ニューマテリアル協業組合に対する融資について)

それから、次に、山梨ニューマテリアル協業組合について、これは数年前から返済が滞っていた。前に私が聞いたときには、たしか半年ずつ3回返しておるが、1年半返ただけで、後はばたっと返さなくなりました。猶予期間が3年あって、1年半返して、つまり5年たったら、もうばたっと返さなくなった。

一般的に、企業などへの貸し付けの場合に、銀行に聞きますと、返済が滞ったところについては、今後の見通しを十分に立てた上でどうするか決断をすると、こう言っているけれども、ここは、1年半たってばたっと返さなくなってから、どういう措置をとられてきたのですか。

岩波商業振興金融課長 返済条件を変更するという措置を講じてまいりました。その理由は、この高度化資金というのは中小企業振興のための政策的な貸し付けでありますので、これによって中小企業の経営体質を強化し、中小企業を育てていくことが目的であります。

したがって、制度を所管しております中小企業基盤整備機構の御指導をいただく中で、償還が少なく、滞っていたわけですけれども、事業の活性化をするという観点から、中小企業診断士を送り込みまして、経営診断、指導を継続的に実施する中で出てくる経営改善計画を、今、申し上げました中小機構の承認をいただきまして、変更措置を講じてきたというのが経緯でございます。

丹澤委員

これは破綻したから、中身が全部公表できるのでしょうか。たしか、半期に1億ずつ3回返しましたよね。それで、3億円返したところで、あとばたっと返さなくなった。その後の条件変更というのは、どういうふうに条件が変わったのですか。

岩波商業振興金融課長 今、委員がおっしゃられたように、平成9年の5月までで、約定の金額、9,800万円余の償還が終わりました。それ以降、5月と11月が償還月でございますけれども、3度、1年半ですけれども、返済がありませんでした。それ以降は、1,200万円前後から、低いときには400万円という期もありましたけれども、そういった返済を繰り返してまいりまして、平成19年11月の償還が滞っている状況でございます。

丹澤委員

1億ずつ返すと言った企業が、400万円しか返さなくても、この企業は健全で立ち直るといふふうに判断するというのは、中小企業は振興しなければならない

いという立場に仮になったとしても、本当におかしな話。僕は、この企業に貸し付けたときの内容を、融資の専門の人たちに見てもらいました。これはそもそも貸し付ける段階で返してもらおうという意思がない、やったのと同じだということでした。

あるショッピングセンターに行ったとき、私たちはこんな大きなものをつくろうと思っていなかった、しかし、県の人に来て、プールをつくれ、これをつくれ、あれをつくれと行って指導してもらった結果がこうなってしまった。それを見せたら、こんなものに銀行は融資しませんよね、という話になりました。

今、僕が大変不思議だと思っているのは、55億という金を貸し付けて、一銭も返さなくてつぶれた。予算は確かに議会で、96条で議決されて、貸付先は一切明らかにしないと行って、我々に何も言ってこなかった。教えると言っても出さないと言ってきたが、つぶれた、つぶれました、さあ、議会でこの金を県費で出してください。勝手に決めて、融資して、指導して、つぶれたら議会で、さあ、これだけ出してくれと。相手はつぶれているわけだからここで拒否なんかできませんよね。その審査の仕方というのはおかしくないのでしょうかね。

岩波商業振興金融課長 議会における審査に対して、明らかにするべきだという御質問だと思いますけれども、高度化貸金につきましては、いわゆる融資ということでございますので、県は金融機関と同じ役割を担っていると考えております。

したがって、他の金融機関と同様に、融資先を公開の場で示すということはないのと同様に、公開の場で個々の融資先の状況等を説明するというにつきましては、融資先の経営状況に影響を与えるおそれがある。

したがって、これは、一応県の持っている情報公開条例にのっとるわけですけれども、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるということで、不開示にさせていただきたいということです。

丹澤委員

そうすると、こういうふうな破綻、55億円を、一銭も返さないでつぶれた、この責任というのはどうなるのですか。先ほど銀行は開示していないと言ったけれども、取締役が融資に判こをついたら、株式訴訟で返還を命じられることがあると、こういう仕組みになっていますよね。

県は、55億なんていう金を貸して、3年でつぶれた、1銭も返さない、でも、だれにも責任がない。そういう仕組みがなかなか納得できない。

岩波商業振興金融課長 金融機関での、融資に当たって通常の審査業務、善管注意義務ということですが、そういう中で行われた融資について、現状でも不良債権が発生しております。そのすべてについて、個別に責任をとっているというお話は聞いてはおりません。

今回の味のふるさにとつきましても、事業計画、融資申請ということがある中で、協業組合をつくっていくそれぞれの会社等について診断をさせていただいて、小さな中小企業が集まって協業組合をつくって信用を得て、そういった中で経営を拡大し、効率的な経営をしていって体制を強化させるというふうな仕組みについて評価をして、融資をさせていただいたものだと思っております。

したがって、そのときの審査については適切に行われていたと確信をしております。

丹澤委員

融資をするときに、今度は秘密会であれば、融資先、融資内容、そういうものを明らかにできますか。

岩波商業振興金融課長 公開の場でないということであれば、融資先についてお話ができると考えています。

丹澤委員 では、今後、高度化資金については、貸し付けを決定するときには、議会で秘密会を持てば、そこで議論をするということでもいいですか。

岩波商業振興金融課長 議会でお決めいただければ、その決定に従っていきたいと考えております。

丹澤委員 では、それは議会で、今度は貸し付ける都度、議会の秘密会を開いて、そこでもって協議をしていただくということでもいいですね。

(休 憩)

丹澤委員 ニューマテリアルなんかは特にそうですが、つぶれるまで中身を公表しないから、どういう状況になっているのか全くわからない。条件変更をして、1億円まで返さなければならぬのに、わずか400万円しか返さない。にもかかわらず、条件変更と称して、将来立ち直ると言っているんですよ。議会は、どこへ貸したのか、幾ら貸したのかわからないわけですから、尋ねようもない。皆さんに全部お任せしているわけなんです。それが結果的につぶれたというのであれば、僕は議会にもどこかの時点で関与させる必要があるのではないかと思います。

地方自治法の96条では議会の議決事件というのがありますけれども、そこでは、第2項で議会が条例で定めれば議決案件に加えることができるとなっていますよね。この問題を議決案件に加えることができるかどうか、どうでしょうか。

興水商工労働部長 地方自治法96条の件についてでございますけれども、私ども、その部分がどういうふうに適用できるのか、あるいは全国の状況がどうであるのか、そういうようなことを研究、検討を、させていただければと思っております。

丹澤委員 では、それはよく検討してみてください。

それから、もう一つは、今までどこに貸したのか、予算の段階でどこに貸すのか、幾ら貸すのかということは一切明らかにしていなかった。そういう貸付先、あるいは破綻する前でも、当然また今度公表しますから、そこはどうなっているんだというものをお尋ねすることができるわけですがけれども、それについては議会で明らかにすることはできますか。

興水商工労働部長 先ほど来御指摘をいただいておりますように、県民の税金をもって融資をするという内容でございます。私どもといたしましても、融資に当たっては、中小企業基盤整備機構と共同して十分な審査をした上で、融資決定をしているわけでありまして、融資決定をされたものにつきまして、事後、委員会等非公開の場において説明せよということであれば、そんな形で融資先等については今後、説明をさせていただきたいと思っております。

丹澤委員 では、それはぜひお願いいたします。

それからもう一つ、今回の意見書に出しておいたニューマテリアル、これは400万円、最高でも1,400万円、返したり返さなかったりを断続的にやってきて、条件変更することで、その分を翌年以降にどんどんどんどんおしていきますよね。残り5年間になったときに、僕がこれはどうなっているのかと聞いたら、いや、条件変更して最終的には返してもらいますと。

結果的には返せなくて、つぶれた。その間に親会社は破産してしまう。保証人はどこかに行ってしまう。何にも取れないようになってから、RCC、幾ら腕利きの、かつて社長さんをやっていた中坊さんですらも、これだけ期間があつて、ネズミが物を引くようにどンドンどンドン財産を移してしまうのだから、取れるはずもないですね。こうなってしまった原因というのは何だったのですか。

岩波商業振興金融課長 不良債権化をした原因につきましては、平成4年度まで計画化をしてきた事業でありますけれども、その計画の時点では、当時、バブル経済が崩壊をした後ということで、その後、景気低迷がこれだけ長く続くということは事業者として想定していなかったということではないかと思えます。

それから、個別の話でございますけれども、山梨ニューマテリアルの得意としている分野というのは大型の合併処理浄化槽ということでありましたが、小規模の合併処理浄化槽のほうへ業務拡大をしていこうということで、この事業を立ち上げたと聞いております。

しかしながら、景気全体もそうですけれども、新規住宅の着工戸数が伸びず、または競争激化で単価が下がってきたということで、売り上げも、利益も伸びず、約定償還が困難になりました。さらに近年、ここに来て建設不況ということで、状況がさらに悪化したことが原因だと認識しております。

丹澤委員 浄化槽をつくっている会社なんですよ。公共下水がこれだけ発達してきて、あるいは集落下水がこれだけ発達してきて、平成4年の時点で、下水がこれから景気がよければまだまだ売れると判断をする、好転すれば、1億ずつ返すものが、翌年度以降にどンドン上乗せされて、1億が2億になっても返せるというふうな見通しを立てたというのは甘くなかったのですかね。

岩波商業振興金融課長 その当時の社会経済状況の中では、今、お話がありましたようないわゆる公共下水の伸び等についても織り込んだ上で、合併処理浄化槽の市場が、それなりに勝負できる市場があると事業者側としては判断をして、それを診断する県、それから機構としては、そういった事業計画については評価できるとしたものだと思っております。

丹澤委員 年に2億返さなければならぬところがですよ、年に1億も返せない、それがずっと続いてたんですよ。にもかかわらず、それをずっと放置してきた。これは放置としか言えない。ほかに何か要因があったのではないですか。

岩波商業振興金融課長 先ほど来申し上げてきましたけれども、高度化資金の性格が中小企業の振興支援ということでありまして、平成18年までは、私どもも指導をいただき、資金も出しております、中小企業基盤整備機構、それから中小企業庁は、そういったところに支援をして活性化をしていくという立場でありまして、私どももそういった御指導の中で、積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、19年度になりまして、高度化資金の不良債権処理をせよということで、本県にとりましては、冒頭申し上げました7団体について破綻先・破綻懸念先という整理をされ、それについては処理をする、または整理方針を明確にせよという話になりました。結果的には、7団体については回収を進めるようにということで、国のほうから指示をいただきました。

そういった中で、今回のような高度化資金の回収という業務に入っていくということでございます。

丹澤委員

岩波課長がこれは全部責任をとるといっても県でずっと長いことやってきたことだから、ともかく、ここに至るまでの間には、もっと早い時点で、これはだめだという見切りをつけたり、あるいは債権を保全するための手続をとらなければいけなかったことがあったはずなんです。そういう注意を怠ったのではないかと思います。

だから、こういうことが今後ないようにして、もうこれ以上いいから、課長さんを責めてもしようがないわけですから、そういう対策をぜひ立ててください。あるいは審査基準をきちんと明確にして、中小企業振興が目的だから少々のリスクはしようがないということは大義名分にならない。税金を使っているわけなんです。

だから、ぜひこの辺は今後慎重にさせていただくようお願いをして終わります。

(職員の労働時間について)

小越委員

最初に、職員の労働時間の問題についてお伺いします。

先日の部局審査の折に、職員の平均残業時間は8.5時間と答弁されました。では、10時以降の残業はどのくらいあるのでしょうか。

芦沢総務部次長

夜10時以降の時間外勤務ですが、件数で3,801件、内訳といたしまして、平日は3,335件、休日が466件となっております。

小越委員

平均でいくとわからないので教えてもらいたいんですけど、8.5時間ということは、平均残業時間、10時以降も含めてだと思えるのですが、この時間数を聞いて、県の職員の方々何人が納得するのでしょうか。残業願を出す、または残業命令を出す、その単位でしか人事課はつかんでいないと思われま。

しかし、実態は、その残業願を出すということも大変です。それから、残業の時間枠がそもそも決まっておりますので、サービス残業をしているということ、これはだれもがわかっている事実だと思うんです。

それで、先日、メンタルヘルスで休んでいらっしゃる方が54件あるとの御答弁がありました。この方々について、この数年間の、人数の経緯をまず教えてください。

野中職員厚生課長

20年度については、116件のうちのメンタルが、先ほど委員は54件と言いましたが52件でございます。19年度については、122件で47件でございます。

小越委員

もっと前の数字をお示しいただきたかったんですけど、メンタルヘルスで休んでいらっしゃる方が大変ふえてきていると思います。なぜメンタルヘルスで休まなくてはならない職員がふえているとお考えですか。

野中職員厚生課長

特にその原因等について、なかなか的確な判断は難しいわけですが、考えられるところとすれば、職場の人間関係とか、仕事の質や量など、それから、適性問題、家庭環境、あるいはこれらが複合しているのではないかと考えられます。

小越委員

なぜ休まなくてはならないか、原因をしっかりと把握しないと対策は出てこないと思います。

それで、今回の人事委員会の勧告の結びの中で、職員1人当たりの労働時間がふえている、メンタルヘルスの長期病欠者がふえていると指摘されています。こ

これは、超過勤務が課題だと人事委員会が言っているんですね。山梨県庁は超過勤務の実態にあるということを確認ということによろしいでしょうか。

芦沢総務部次長 本県の時間外勤務につきましては、先ほど委員も御指摘になりましたように、20年度を見ましても平均1人当たり8.5時間ということになっています。これについて、全国に比べて特に突出しているといった認識は持っておりませんが、いずれにしろ、時間外勤務の削減については全庁的に取り組んでいるところですので、少しでも時間外勤務を減らせるように、取り組みを進めたいと考えております。

小越委員 それは、枠を決めているから、また枠を狭めれば人事課に届ける時間は少なくなるんです。だけど、実際見てみますと10時以降も電気がついているわけです。そこにいらっしゃる管理職手当をもらっている方々の労働時間というものを把握されていないという御答弁がありました。

だったら、何かあったときにだれが責任を負うのか、そこが非常に心配です。人が少な過ぎる。それで、業務量はどんどんふえていっていると思います。行政改革で、平成17年から20年まで、約600人もの職員が削減されました。一般行政部門だけでも、19年から20年で135人減っていると思います。

その一方で、多分正規ではなく、いわゆる非正規労働者はどのくらいを占めているのでしょうか。正規職員に対する非正規労働者の割合をお示しください。

芦沢総務部次長 知事部局の数字でございますが、臨時職員数でございますけれども、出先・本庁合わせまして、平成21年度で321人となっております。比率については、申しわけございません、具体的にお示しできる数字が今ここにございませんので、後でお示ししたいと思います。

小越委員 いわゆる正規職員と同じ週40時間労働という方々は、321人のうち何人いらっしゃるのですか。

芦沢総務部次長 今、申し上げましたのは臨時職員、いわゆる22条職員でございますので、基本的に勤務時間は40時間でございます。

小越委員 ということは、321人の方は、本来は正規職員と同じ時間勤務して、同じ仕事をしているということであれば、この方々は正規職員としてカウントして、そして同じ待遇をするべきだと思うんです。

私も意見書に書いたのですがけれども、職員の削減で職員は疲弊し切っていると思います。過労死と同じような状況、また、過労死も起きているのではないかと、非常に心配しています。その一方で、非正規労働者をふやして、そして官製のワーキングプアを県庁から起こしているということは、不当であるという意見を申し上げておきたいと私は思います。

(滞納整理推進機構について)

次に、滞納整理推進機構についてお伺いします。

先日の部局審査の中で、20年度、滞納整理推進機構に1,561件が引き継がれたと御答弁がありました。どのような案件がという質問に、高額で徴収困難な案件という御説明でしたけれども、この高額で徴収困難とは、具体的基準はどういうものなのでしょうか。そして、この基準はだれがつくったものなのでしょうか。市町村ですか。県ですか。

望月 税務課長 高額で徴収困難なということで、おおむね100万円以上あるものということになっておりますが、実際、引き継ぎましたものは、1,000万円を超えているものが多いです。この基準は市町村と話し合いながら決めたものでございます。

小越 委員 その滞納整理推進機構に伴って、県の徴収の方針というものが出されております。その中で、まず最初に、県が5つの方針の中で、毅然とした態度で差し押さえをする、差し押さえ目標をつくる、数値目標を出せと言っていますが、数値目標とは具体的にどういうものを基準にしているのでしょうか。

望月 税務課長 数値目標につきましては、市町村ごとに判断していただきたいということでございます。こちらからは何%にしろという話はしておりません。ただ、一定の目標を掲げて処理することが妥当であると。今まで、滞納整理で差し押さえを一切行ってこなかった市町村も多くございますので、きちんと滞納整理をするという意味でございます。

小越 委員 ということは、ある市では、その差し押さえ目標は、件数何件と書かれてあります。棒グラフになっていることもあります。であれば、県の方針とすれば、そのような差し押さえ目標何件であるとか、棒グラフにするということは、不適切だという理解でよろしいのでしょうか。

望月 税務課長 各市町村で滞納整理に取り組んでいただいております。
それで、各市町村長さんの判断で、どういう目標値で取り組んでいくのかということで、徴収率が低い実態等も踏まえながら対応していただいております。

小越 委員 差し押さえの件数が少なかったとのことでした。本会議でも部長は、差し押さえ件数が少なかったから、その反省に立ってこの文書を出したと言っています。
県が方針を出せば、市町村はそのまま、5つのポイントの中で、差し押さえの目標数値を出しているんです。市町村がやったというのですが、それは県が指導してきたからではないかと思えます。
先日の部局審査の中で、納税猶予の申請は3件とお聞きました。この件数について、妥当だとお考えですか。

望月 税務課長 この前もお答えしましたとおり、3件というのは、納期限までに御相談いただいた徴収の猶予でございます。ほとんどの方は、納期限までに申し出をされません。
滞納整理が始まってから、状況をお伺いして1,400件の分納を認めておりますので、決してそういうことではないと思っております。

小越 委員 例えば納税猶予の申請があった場合では、どのような手続を踏まれるのでしょうか。

望月 税務課長 市町村も同じですが、納税通知書に相談先がきちんと書いてあります。納税通知書が届きまして、もし納税者の方から分納などの申し出があれば、県では総合県税事務所に、それから市町村税の場合は市町村の税務課に話があると思えます。

小越 委員 納税猶予は、震災、風水害、盗難、家族の病気、事業の休止や廃止、著しい損失、そしてこれらに類する事実などの場合は、納税者の申請で納税を猶予することができると思います。先日、税務課は申し出に対して、漠然と経営が厳しいと

か生活が苦しいといっても納税猶予にならないと言いました。そして、あくまで自分で証明するものを持って、相談に来いと。こっちから行かないで、待っているだけです。

これは、上から目線だと思うんです。申請があれば受け付けなければいけないと思います。そのように受け付けなければならぬと書いてあります。納税猶予の申請書を窓口置くことはもちろんですけども、納付書と一緒に、納税猶予ができる文書と一緒に書いて送るべきではないでしょうか。

望月 税務課長

そういう相談窓口も案内しておりますので、税金を納期限までにまとめて納めることが困難かどうか、先に調べてから課税しろと言われても、そういう課税はできませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。

小越 委員

納税の猶予の申請書があったら、それを必ず受け付けて、調べなければならぬわけですよね。

だから、納税猶予ができるということをなぜ皆さんにお知らせしないのですか。申請書を出してくださいと。これを書いたら3件ではないと思います。いかがですか。

望月 税務課長

納税について、課税上の疑問点、それから納税の御相談を受け付ける場所も表示しまして納税通知書を送っております。その中には、ぜひこの件について何かあれば御相談くださいと書いてありますので、それで御理解をいただきたいと思っております。

初めから、徴収の猶予とか換価の猶予という書類をつけて送るということは、ちょっと変な話になろうかと思っております。

小越 委員

衆議院の財務委員会では、納税猶予については、資材の高騰や市場の悪化など、経済状況の急激な悪化も適用要件にするとあります。

生存権、財産権もあり、原則として財産を守らなければならないと、国税庁も述べています。納税猶予の取扱要綱には、納税者が帳簿等を備えていない場合、または帳簿による調査が困難であるときは、納税者からの聞き取りを中心とする。その状況によって納税猶予を算定して差し支えないとあります。

だから、納税猶予の申請がされたら、調べなければならないんです。そして、書類を持ってこいと先ほど答弁がありましたが、書類を持ってこいではなく、それを受け付けて、こちらからの聞き取りも含めて、調べなければならないんです。こういうことがあるということ、皆さん知らないと思います。わずか3件ですよ。もっとあってしかるべきだと思いませんか。

もっとたくさんの方に知らせるためには、どうやったらいいと思いますか。

望月 税務課長

この前の部局審査でもお答えしましたとおり、滞納が発生する場合、納税通知書を送付してすぐに御相談いただくケースはほとんどございません。納期限が過ぎてから、換価の猶予と申し上げましたけれども、滞納整理の過程で一括して納税することが困難な状況では、分納を認めたりしております。

納税通知書には、そういうことも含めて、課税上の疑問、それから納税に関することも含めて相談してくださいと書いてありますので、それで御理解をいただきたいと思っております。

小越 委員

それではわからないから、3件しかないと思うんです。

換価の猶予1,400件というお話がありました。これは換価の猶予、差し押

さえの猶予で、分納だと思うんですけれども、この5つのポイントの中では、少額分納は原則認めないとあります。あるときその担当者がかわると、突然その分納の金額が変わったりします。突然、分納額を増額しろという事例もありました。この差し押さえはあくまで優先なのか。どうなのでしょう。

望月 税務課長

分納につきましては、基本的には1年以内ということになっております。これを滞納者の状況によって延長する場合でも、2年が上限となっております。これが法律の原則でございます。先ほどの分納額の点につきましては、少額で長期の分納がなされていた、これを是正するために分納額の変更等をお願いしているものでございます。

小越 委員

5つのポイントの中に、1年以内に完納の見込みがないような少額分納は認めるべきではない。職員の負担をふやすとともに完納を困難にするため、徴収対策でマイナスである。

納税者のことは全く関係なく、先ほども1年以内に納めてもらう、法律で決まっていると。払えないから滞納している方はたくさんいらっしゃると思うんです。1年以内に完納しなければいけない、どうしてそれが言えるのでしょうか。

例えば、滞納者に占める低所得者の割合が高いと思われています。所得段階別の資料はないと先日お話がありましたけれども、生活に占める税金の割合を見て、納税相談というものも出てくるのではないのでしょうか。

こういうことから、今まで無謀な徴収をしていることが私はあると思います。先日もお話ししました給料の差し押さえ、年金差し押さえ、このことについて妥当と考えるかどうか、部長、お答えいただきたいと思います。

先日お伺いした方は、分納していたけど、全部完済しろと言われ、結局カードローンで払ったと。変なサラ金から金を借りる、そんなことをしているこの徴収のあり方について、反省すべきではないのでしょうか。部長、お答えください。

古賀 総務部長

いろいろお聞きしましたけれども、本県の徴収率は、県も市町村も全国で最下位レベルでございます。本県の徴収率が96%ぐらいなのに対して、例えば新潟県、福島県というような県は、徴収率99%、98%という世界でございます。

そういう県もあるという中で、本県が税の徴収確保対策ということで取り組んでおります内容、これが、我が国の一般的な税の徴収環境からいって非常に厳しいとか、不合理なほどに逸脱したものであるといったことはないと考えております。やはり厳しい経済状況、家計の状況の中から一生懸命税を納めていただいている方との公平性、それをきちんと行政として確保していくことが大事ではないかと思っております。

また、先ほど、猶予についても、もっと幅広く、あらかじめ教えるという話もありましたけれども、その猶予の話が、言ってみれば紙1枚出せば簡単に認めてもらえるというような誤解を招くということも好ましくないと考えておりますので、これは、現実的にはそういうことではないですし、そこは状況に応じて、我々として相談窓口できちんと相談をさせていただくということだと思っております。

いずれにいたしましても、税の徴収確保対策について、本県は全国でも徴収率については非常に低い状況にあることから、きちんと納税者の公平性を確保するといった観点に立って、法にのっとって進めておるものでございます。

小越 委員

先ほど私は、年金差し押さえ、給料差し押さえ、こういうやり方がいいかどうかということ聞いたのですけれども、それについては御答弁がありませんでした。所得の低い方ほど滞納せざるを得ない状況があります。これは全国どこでも

同じです。でも、こういうやり方をしろと言っているのでしょうか。

07年6月から、住民税も累進課税から一律10%になりました。所得が200万以下の方、低所得の方にも課税が倍加されました。三位一体の改革で地方交付税が減らされ、地方公共団体の財政健全化法がつけられ、そして、地方自治体が徴収を強化している、ここに元凶があったと思います。

これまで滞納は固定資産税が多分1位だったと思うんですけど、住民税が1位になりました。滞納が増加したということは、地方税、住民税が一律10%になった、この引き上げにも原因があるのではないのでしょうか。いかがですか。

古賀総務部長

まさに、最近、住民税の滞納が急増しておる原因は、そこに尽きると言っても過言ではないと思います。税源移譲に伴って、住民税の税率が引き上げられたことによりまして、住民税の滞納額が増加をしている現状にごさいます。そうした観点から、本県を初めとして全国的に、この住民税の徴収確保対策にきちんと取り組んでいくことなくして、財源の確保というものがきちんとなされないということで、これについては、本県も他県も、非常に力を入れて、滞納整理推進機構等の取り組みを行いながら進めている状況でごさいます。

小越委員

ということは、多分、この10%になる直前に、総務省が通知を出しています。3兆円の税源移譲で個人住民税が増税されると。

地方ではやっぱりますます悪くなる。部長がお話しされました。徴収に関する業務のノウハウを、民間業者を活用することや、徴収能力の効率を図る、これは、総務省が税収の徴収強化をあおっているわけですよ。2006年から毎年、地方税の収納・徴収対策等に係る調査というのを実施して、滞納整理推進機構を各地でつくってきました。赤とかオレンジとか、県内でも、例えば黒枠の督促状が送られてきたり、納税者の実態を知っている市町村では差し押さえができないから、滞納整理推進機構を全国の中でつくってきたのだと思います。

今、部長がおっしゃったことをそのまま、総務省が進めてきたというふうに私は思います。しかし、一方では、財務省の国税徴収法もあります。納税猶予等の取扱要綱もあります。納税者の保護を明確にしているわけです。超過差し押さえの禁止、納付することが困難である申し出があった場合は、その実情を十分調査し、納税者に有利な方法で納税の猶予等の活用を図る。納税困難とは、いつきに納付する資金がないこと、または、資金があっても、納付した場合に、納税者の生活の維持、もしくは事業の継続に著しい支障が生じると認められたとき。この国税徴収法の原則と、そしてこの県の5つのポイントは、全く逆ではないでしょうか。いかがですか。

古賀総務部長

基本的に、徴収猶予等について、きちんと滞納者の実態を把握して適切に対応していくということはおっしゃるとおりでごさいます。本県でも、滞納整理を行います中で、十分意を尽くせるだけ尽くしておりますけれども、ただ、現実には、滞納者の皆さんと、お約束をしてもお会いをできないとか、いろいろなケースがございます。個別のケースについて見ていきますと、必ずしも100%きちんとされるかといいますと、それはいろいろなケースがございます。

ただ、考え方といたしましては、これは徴収の猶予にいたしましても、家計が厳しいから納められないという言葉だけをもって徴収猶予をすることは、非常に厳しい家計の中から頑張ってお金を納めていただいている大多数の納税者の皆さんの公平性を確保するということが難しくなりますので、公平性が確保できる範囲内で、その状況を個別にお聞きしながら猶予措置を講じることが適切だと考えて、そのようにいたしております。

小越委員

そうしますと、先ほど国税徴収法にのっとってやっていると言いました。しかし、公平性の問題もありました。私は何度も言うのですが、そういう方もいらっしゃるかもしれませんが、滞納されている、せざるを得ない方の中には、低所得の方がかなりいらっしゃいます。その方々に、この徴収の5つのポイントではなく、先ほど部長が言いました国税徴収法にのっとった徴収猶予のことも含めて、それが第1番にあるべきではありませんか。

ここの5つのポイントにはそれがないです。地方税のことが書いてありますけれども、納税猶予のこと、それから、きちんと納税者の意見を聞く、そういうことがこのポイントにはないんです。私は、その姿勢がやっぱり間違っていると思います。今度、配偶者控除や扶養控除をなくすと民主党さんが言っていますけれども、そうなればますます税金は上がるわけです。増税される人がますますふえるんです。

それも低所得の方に負担が来ます。低所得の方の負担割合と高額所得者の方の負担割合は公平と言えるでしょうか。公平というところが逆だと私は思っています。この地方税滞納整理推進機構、また、この5つのポイントについては、私は不当だと意見を申し上げておきます。

(雇用対策について)

次に、雇用の問題についてお伺いします。

先日、県の誘致企業での非正規雇用者の非正規切りは把握していないと御答弁がありました。しかし、全体として雇用がふえたという答弁もありました。また、逆に減らした企業もあると述べました。減らしたという企業名と、何人減らしたのか、お答えください。

高根産業立地推進課長 先日、個々の企業の状況については説明をしましたが、個々の企業の内容につきまして、どこの企業が何人減らしたのかということについては、細かい数字等を説明するのは困難です。全体の数で先日は説明をさせていただきました。

小越委員

個別の会社の人数が積み重なってその人数が出てくると思うんです。助成金の条件はクリアしているとしても、雇用拡大という目的が助成金にはあるわけです。

雇用を削減するときには、事前に県に報告があつてしかるべきだと思うのですが、その減らした企業名をなぜ言えないのか。そして、報告はあったのでしょうか。

高根産業立地推進課長 産業集積助成金の要件ですけれども、これらの企業につきましては、助成金の要件を全部クリアしております。個々の企業につきましては、その時点その時点での経営の中で、ふやす企業もありますし、場合によっては経営を縮小する企業もあります。

ただ、助成金の条件はクリアしておりますので、そういう点では問題ないと理解はしております。

小越委員

多額の助成金をもらっているんですね。7,500万で10人であると、この前の補正予算でありました。ほかの企業とは違うんです。税金を投入しているわけです。そして操業して、助成金をもらっているわけですから、その一時期、もらうときの1年間だけはクリアしているといっても、10年間は操業を務めなければならないという要綱での縛りがあるわけです。その間に雇用を削減していく、特に非正規労働者を削減することについては報告をして、県はそれ相応の監督をする責任があると思いますが、いかがでしょうか。

高根産業立地推進課長 先日も説明しましたが、1つは、雇用の確保につきましては、我々が年間企業訪問する中で、助成金を交付するための条件を説明しておりますし、雇用を確保してくださいということはずっとお願いをしております。

もう一つ、先ほどの話なんですけれども、企業につきましては、経営の中でふやしたり減らしたりすることはどうしてもあるということは御理解をいただきたいと思います。

小越委員

多額の税金を出して操業してもらっているわけです。100万、200万じゃありません。だから、県としてチェックしなければいけないと思います。

昨年はこの雇用の問題が一番大きな問題だったと私は思っています。そして、昨年、ようやく県の雇用対策本部ができたのは、12月議会の最中か、年末だったと思います。たしか昨年はパナソニックが7月ごろ撤退して、9月にはアメリカの金融危機が始まり、非正規労働者がどんどん全国で切られ、県内でも雇用悪化が進んでいたのですが、県は12月の年末になってようやくつくった。余りに遅かったと思うんですけど、この点について、いかが認知されているでしょうか。

清水商工企画課長

厳しい経済情勢の中にあっても本県の経済を活性化するためには、経営革新、各種の支援ですとか、あるいは創業支援など、基盤の強化といったものやっつけていかなければなりません。こういう意味で、各種の商工団体と連携して実施してきました。

昨年、確かに経済・雇用対策本部ができたのは、12月中旬ではございますが、それ以前の8月上旬から、既に経済12団体と国内経済の状況について意見交換をする中で、議会にもお願いして、第1次、第2次緊急雇用対策を編成させていただいて対応してきたところでございます。

小越委員

しかし、その非正規労働者がどのくらい切り捨てられているのか、企業調査したのは年明けです。もう遅いですよね。ほかの県では12月からどんどん雇用対策をやっています。

県は、1月になってからようやく雇用の実態調査をし、その結果を待って補正予算を出しました。先日も、県独自の雇用対策を2月補正に出しました。本当に遅かったと思います。この反省はないのでしょうか。

そして、そのときに200人の雇用対策をやったと思うんですけど、この200人の方々に、現在まで雇用されている方は何人いらっしゃるでしょうか。200人のうち何人仕事について、現在まで雇用されている方は何人いらっしゃいますか。

中澤労政雇用課長

昨年秋以降の景気の後退に伴いまして、非正規労働者を中心に、派遣労働者等の派遣切りがございました。

実際に労働局等で公表されるようになりましたのが昨年の12月からで、そのときの21年3月までの状況、見込みを含めた人数は700人以上ということでした。それを受けまして、県としても状況を把握する必要があるということで、緊急調査をしたわけでございます。

その後の20年度中の対策につきましては、技術習得を通じ正規への雇用化を促進する職業訓練コースで150人、それから、県による特別雇用等で、公共土木施設の環境美化委託に30人、それから事務補助として20人の雇用をしております。

そのほかに、合同就職面接会の開催などを通じまして、求職者の支援を行った

ところでございます。

小越委員 県の緊急雇用が30人、事務補助は20人ありました。その方々は、今でも仕事をされていますか。

中澤労政雇用課長 まず、公共土木施設関係の30人でございますけれども、これは委託ということで、関係機関に委託をいたしまして、そちらのほうで臨時的な雇用をしていたいただいているものでございます。
また、県の事務補助につきましても、3月までの期間ということで臨時的な、あくまでもつなぎの雇用ということでございます。

小越委員 あくまでつなぎですから、一、二カ月しかないですよ。
この昨年が一番の課題、雇用の問題について、余りに遅かったです。先ほど12月になってから労働局が発表したと言いますが、あれだけニュースでやっていて、そこらじゅうで大きい会社が派遣切りをやっている。非正規労働者を切っている、それなのに、県は、労働局が言わなかったからやらなかったというのは、余りに危機感が欠如していると思います。
そして、先日も言いましたけど、この決算書の中にこのことが触れられていません。どうしてここに触れないのか、私は理解に苦しみます。予備費で使ったので、この決算書の主要成果報告書にはこのことがないです。昨年の県政の一番の課題が何も決算書に書いてないということは、どうしてかと私は思います。
県はこの雇用問題についての危機感が余りに欠如して、それは今も欠如したままだと思っております。これについて、私は不当だと思い、意見を述べて終わりにします。

(休 憩)

主な質疑等 企画部、県土整備部関係

(土地開発公社及び住宅供給公社について)

丹澤委員 たまたま企画部長さんと県土整備部長さん2人いるから、土地開発公社と、それから住宅供給公社について、代表質問でもお話をさせていただき、この間も、総務部長さんにお尋ねいたしました。

そういたしましたら、多額の不良債権を抱えているために、これを解消するには20年、30年かかる。今ある地方債を使ってできないかと聞いたら、財政面から見ていくと、10年間でこの不良債権を処理することは非常に負担がかかるからできないという答弁でした。

財政的な面から見ると、20年、30年かけないと不良債権は処理できないならば、実際に実務を担当している企画部長さん、あるいは県土整備部長さん、この土地開発公社、住宅供給公社というものが、20年、30年間続ける業務は明確にこういうものだ、だから、なければいけないというものがあつたら教えていただければと思います。

末木企画課長 丹澤委員の御質問にお答えします。
御承知のように、前もお答えしたのですが、土地開発公社や住宅供給公社などの経営が著しく悪化していることが明らかとなった5法人については、法人ごとに経営改革に関する方針を策定することとしておりまして、現在、公認会

計士や弁護士さん、あるいは学識経験者などの専門家で構成する経営検討委員会の意見を伺いながら作業を進めているところでもあります。土地開発公社、住宅供給公社の両公社についても、それぞれ現在行っている事業内容を評価して、その必要性の判断を行いまして、事業計画の妥当性や県の費用負担の度合い等を勘案した上で、適切な手法を選択したいと考えております。

丹澤委員 何で経営検討委員会に任せるのですか。県で判断をするということはないのですかね。

末木企画課長 今回の経営検討委員会にお諮りしております案については、県のほうで事業計画の案を示して、それについて委員さんの御意見を聞くことによって、最終的な経営改革の参考にしようとしております。

丹澤委員 そうすると、検討委員会の意見を聞くのに県の意見を出しているわけですよね。県としては、この土地開発公社、あるいは住宅供給公社というのは、ずっと20年間もしくは30年間継続する必要があるという立場で、案を出しているのでしょうか。

末木企画課長 20年、30年という非常に先のことですけれども、現状の経営計画は当面5年くらいの期間で、中身を検討して案をつくりたいと思っています。

丹澤委員 そうすると、10年間で返すことは無理だと言っているわけですよね。10年で返し切れない、だから30年かけて返すと言っているわけです。5年先の見通しでやっているのでは、その先はわからない。だから、ただ借金を返すために30年間存続させるのだったら、もっとほかはないのか。今、存続させるために委託料を払って、県費を使っているわけでしょう。一銭も使っていないのですか。

末木企画課長 今、私の説明がまずかったのですけれども、非常に損失が大きいものですから、時間をかけてやらないと無理かなということで、当面5年間でここまでやろうという計画を検討しています。それから、単純に公社の経営に公的支援をするということではなくて、当然、丹澤委員も御承知だと思いますけれども、まず、公社自体に自助努力を促して、経営努力した上で、借金については公的資金で支援という方針でやっております。

丹澤委員 だから、経営が成り立てばいいということではなくて、必要なものかどうかということをもっと判断しなければならぬと思うけれども、こういう公社がなければ県が困る、だから残しておくんだということで、今の末木課長の話聞いても、借金の返済が10年ではできない、借金の返済がまず第一だから生かしておかなければならないということであれば、ほかに方法はないのかと聞いているんです。だって、法人がありさえすれば銀行が取っていくわけではないでしょう。借金だけ返済して仕組みだけつくっておけばいいわけだし、職員をそこへ雇っているから、法人があるから仕事を考えてやらなければならない、あるいは、県営住宅の管理を、この法人があるから指定管理者としてそこをやらせなければならない、民間でやったらもっと安くできるかもしれない。にもかかわらず、あるからそういう仕事をあえて考えてやらせているということだったら、別の方法を考えたほうがいいのかと言っているんです。

末木企画課長 先ほど御説明させていただいた、改革案の中で、現状の事業を評価、分析しま

して、それぞれの公社の、土地開発公社の必要性を判断して、必要な事業をやっていくことになりますけど、全く必要性がないものをただ単に残すことは考えておりません。

丹澤委員

では、必要があると考えるときに、その理由をそれぞれの公社ごとに教えてください。

末木企画課長

私どもの所管している土地開発公社ですけれども、主に3つの業務をやっています。

1つ目は県内市町村からの委託に基づいて、公有地の先行取得を行っています。公有地取得事業ですけれども、これについては新規業務は現状ではありません。

それから、2つ目は、土地開発公社がみずから工業団地や住宅団地を造成して販売する土地造成事業があります。これについては、米倉山もそうですけれども、長期保有地を抱えまして非常に厳しい状況ですので、新規の事業を凍結して、なるべく早く現在持っているものを売るといふことでやっております。

それから、3つ目ですけれども、公共団体等の委託を受けまして用地取得を行うあっせん等の事業ですけれども、これにつきましては、今まで余力を入れてこなかったのですけれども、取得を早くして経済効果を高めるといふことでスピードアップが図られています。公社の職員は用地取得になれていますので、こういう面で、力をここに、資源を集中していることになっています。

特に、県の事業でも、今後の需要の面からいきますと、大きな事業が現在も中部横断道等ありますけれども、西関東連絡道路やリニアといった公共事業が予定されており、十分それらの需要がありますので、そういう面で委託をして、みずからの人件費を稼ぎ出す、そういう公共サービスの必要性は非常に高いと思っております。

丹澤委員

僕は、今挙げられた3つの事業はいずれも不要だと思っているんです。

まず、県や市町村の公有地を先行取得することについては、市は土地開発公社を持っていますよね。ないのは町村だけです。そこが公有地を先行取得しなければならぬなんていうことは、まず、今は、考えられない。もう公共用地があり過ぎて困っている。それをいかに処理しようかと、むしろ逆ですよね。だから、この事業をやるため残すなんていうことは、あり得ないこと。

2つ目、土地造成をやる。失敗をこんなにたくさん重ねて、まだなおかつ土地開発公社にこれをさせようとしている。何の反省にも立っていない。

3つ目、用地取得はなれている。とんでもない。今、補償コンサルタントといって、用地取得、賠償から全部民間にやらせる、国もそうやっているんです。専門の人が、委託をしてもいい、むしろさせなさいと言っている。そういう時期に、土地開発公社の職員に土地を買いに行かせるのか。

3つの理由だとしたら、この公社は全く不要だと僕は思うんです。

末木企画課長

3つの事業のうち、今、丹澤委員の御指摘がありましたけれども、公有地の先行取得につきましては、おっしゃるとおり新規は、今、ほとんどございませんで、公社で取得したものを市町村が再取得するまでの管理を行っております。その債務が平成29年度までで、まだ土地を持っております。

それから、土地造成につきましては、もう、今は新規事業を凍結しまして、今後とも、現状で考えている新たな事業をすることは考えておりません。

それから、あっせん等につきましては、国でも民間委託を考えて、補償業務コンサルタントに委託ということが昨年からできて、可能な状況になったのですけ

れども、県内でそういう受け皿となるものが十分育っていない状況でありますので、土地開発公社はそういう面では、まだ十分活用できると思っています。

丹澤委員

僕は意見を述べておきますけれども、そういう理由であるならば、残す必要はないと思います。

県土整備部長さん、住宅供給公社について、先ほどの御意見で、なぜ住宅供給公社を残さなければならないか、その理由を教えてください。

和田建築住宅課長

住宅供給公社におきましては、昭和43年から、設立以来ずっと住宅分譲をしてまいりました。

県内で47団地、三千何がしの分譲を行ってきたわけですが、当初は優良な住宅を供給するというテーマでやってまいりましたが、後半に至りまして、民間のディベロッパーの方の資金の調達や技術力の向上、それから、いろいろな経済的な状況によりまして、建て売り住宅の取得がだんだん少なくなってまいりました。

そういう点におきまして、住宅公社の建て売り関係につきましては、双葉の響が丘団地を最後にいたしまして、平成20年度で分譲事業はやめるという形になっております。

しかしながら、住宅供給公社におきましては3つの事業をやってまいりましたけれども、県営住宅、あるいは民間、公社の賃貸住宅の管理をやっております。もう一つは、双葉響が丘におきまして、5.9ヘクタールの土地の賃貸をしております。この事業の中で毎年8,000万円ほどの利益が出ておりまして、住宅公社におきましては、平成16年に新しい経営計画を立て、17年から36年の20年間、分譲事業の損失補償として2億4,000万円を県のほうから補助していただくことで、先ほど言いました事業の中から8,000万円くらいの利益が上がっています。

現在、県営住宅の管理を管理代行制度ということで行っておりますが、そもそも県営住宅の管理につきましては、58年までは県が直営でやっておりました。中に入居しております皆様方にも県ということで、公共の福祉に寄与すべく、一生懸命管理はしてきたわけですが、59年から住宅供給公社に委託をし、現在の状況で来ております。

県営住宅の管理というのは民間の住宅の管理とはちょっと違ってございまして、民間の共同住宅等の経営につきましては、最初から利益が上がるという観点のもとに経営が行われているものと思っております。県営住宅の場合につきましては、低所得者向け住宅ということでございまして、どうしてもそこに暮らしている入居者の皆さんは県に頼ってくる、あるいは、住宅供給公社そのものが、理事長が県の知事から任命されるシステムになっており、非常に信頼の置ける組織であると思っております。

そういうことを考えますと、管理ということにつきましても、7,700戸の県営住宅、それから、400戸の中堅所得者向けの民間の特優賃、それから、住宅供給公社が直接管理しております住宅等を引き続き管理することによりまして、県の公共の福祉に寄与できるのではないかと考えております。

丹澤委員

もともと住宅供給公社というのは、低廉な価格で良質な住宅を提供するという考え方で発足したものですよね。

それが、住宅が日本じゅうで余って、少子化で夫婦1組で2つのうちを管理しなければならないなんていう状態になってしまって、もうどうしようもないというところへ来ている。

そうすると、この住宅供給公社は形態を変えて、低廉な価格で良質な住宅を提供するというものが、今まで自分がつくったものを管理するためにやっていくんだというふうに変わってしまったと。それでも残しておかなければならない。

しかし、今、全国的には住宅供給公社を廃止したところがありますよね。幾つ廃止しましたか。

和田建築住宅課長 既に住宅供給公社を廃止しているところは、青森県、富山県などで、たしか4県が廃止手続、あるいは廃止をしていると思っております。この廃止の手続ができた県を見ますと、それなりに借金があって、財産を整理することによって精算ができる状態になった。特に青森におきましては、住宅公社の職員がお金を違うところへ使い込んでしまったということもありました。そういう中で、借金がないところが先にできたということでございます。

丹澤委員 廃止したところは、今、山梨県が言っているように、必ずしも住宅供給公社がやらなくてもできているということですよ。今のお話でいくと、やっぱり借金があるから残さなければならぬ。

だから、僕は別の方法があるのではないかと。例えば、土地の賃貸で8,000万円の利益が生まれてくるけれども、これも、住宅供給公社に使った残りですよ。そうでなければ、丸々もって残る分がある、別の方法をすればですよ。ただ賃貸で貸した金をもらってくるだけという業務であれば、もっとたやすくほかの方法があるのではないかと。

だから、公社を借金のために残して、人も置いてわざわざ仕事をつくるのでは、必要ないのではないかと。だから、借金を返すだけならば、別な方法があるのではないかとということ、ぜひ検討していただきたいと思っています。

和田建築住宅課長 住宅公社につきましても、毎年補助をいただく中で、少ない金額ですけれども、借金を減らしていっているのは事実です。

2億4,000万を補助していただきながら、少しずつですが返済に充てております。それを単純計算しますと、丹澤委員さんがおっしゃっているように、幾年かかるのかという話にはなるかと思いますが、現在の状態で、少ない金額ではございますが、こつこつと返済していっている状態でございます。

これから3月までの間に住宅供給公社の新しい経営プランを考えていきますけれども、その中で、住宅供給公社の存在価値をどのように高めればよいのか、それらもあわせて検討をさせていただきたいと思っております。

丹澤委員 僕はこれを存続することを前提に検討してくれと言っているのではないんですよ。廃止をすることを前提に検討してくれと言っているんですよ。

だから、あればお金がかかるんですよ。公社があれば金がかかるわけだから、その金をかけない方法がもっとあるのではないかと。だから、向こうへかかっている分を返済に回したらどうだろうかという方法で、検討していただきたいということなんです。

(公共事業における中小企業対策について)

小越委員 公共事業と中小企業対策についてお伺いします。

先日の部局審査の中で、例えば新山梨環状道路には約30億円、西関東連絡道路は約9億円、昨年度お金をかけたとお伺いしました。公共事業は削減の方向で、土木費、公共事業は最大のとくと比べて約半分くらいに削減されているのではないかなと思っています。

そのしわ寄せの一番は中小零細の建設業、土建屋さんに来ていると思います。20年度、中小零細建設業の支援はどのようなことをしたのか、金額と支援の事業内容についてお伺いします。

吉澤県土整備総務課長 県におきましては、これまでの県内業者の育成と、県内産業の振興を図るという方針に沿って、なるべく多くの地元業者が受注の機会を得られるように配慮してきました。

このような観点から、技術的に高度なもの、または規模の大きいもので県内業者では施工が困難であるものを除き、すべて県内業者に発注しております。また、県外業者に発注する場合においても、県内業者への技術移転や施工能力の向上という面から、可能な限り県内業者との共同企業体、ジョイントベンチャーの結成を求め、共同企業体による発注を行っております。

発注に当たっては、土木一式あるいは建築一式など、工事の種別あるいは規模等により区分を定め、建設業者の施工能力に応じて発注をしております。委員がおっしゃる県内中小企業でございますが、例えば土木一式工事のC・Dランクへの発注額は、平成20年度で32億2,800万円、全体の割合にして13.2%になっております。これは、2年連続、割合においては増加している状況でございます。

小越委員 私が質問したのは、中小建設業への20年度支援というものについて、どのようなことをして、どんな事業に幾らかけたかと聞いたのですけど。

斉藤建設業対策室長 今、建設業者は、建設投資が減少しまして大変厳しい状況でございます。20年度におきましては、次のような事業を実施しております。

専任の相談員を配置した経営相談窓口の設置、中小企業診断士による巡回相談や派遣相談の実施、それから、経営改善について学ぶ経営セミナー等の開催、また、新分野進出のためのスタートアップセミナーの開催、それから、新分野進出に要する経費への補助など、こういったことを行っております。

これらにつきましては小規模な企業の利用が多いわけで、こうした取り組みによりまして県内中小建設業の支援に鋭意努めているところであります。

小越委員 先ほど総務課長のほうから中小建設業の契約のお話がありましたけれども、中小建設業者、昨年度の経営状況はどのような状況だったか。倒産、廃業など、それから公共事業を受けた金額が減ったとか少ないとか、そういうのはありますか。

斉藤建設業対策室長 特に中小建設業ということでどのくらいの発注を受けているかというところまでは把握しておりませんが、私どもの制度を利用して、例えば職員を新規雇用された業者につきましては、県の入札参加もないような小さな工務店など、そういったところはございます。

小越委員 倒産は多分1,000万円以上ですよ、出てくるのは。どっちかというともっと小さいまちの工務店の方などは、廃業や、仕事がないというところをしっかりと把握していただかないと、本当に中小零細業者への支援は出てこないと思うんです。

異業種の参入といってもそんなに簡単なことではないと、先日もお伺いしました。先ほどの総務課長のお話の続きですけれども、中小零細のところに仕事を向けるというお話があったのですが、例えば、生活に密着した公共事業というものは、市民の方、県民の方の生活道路を直してくれとか、維持補修のところが要望

が大きいと思うんです。

その中で、例えば道路の維持補修というものにどのくらい昨年度かけたのでしょうか。基本的な金額のところは、ぜひつかんでおいていただきたいと思います。

ことし、21年度予算のときに、中小零細のところに仕事が回るように、維持補修に重点化したと、答弁があったはずですが、では、20年についても、どのくらいかけたのか、しっかりつかんでおくのが当然だと思います。維持補修のところにお金を使えば地元の業者や中小のところに金が落ちるとというのがことしの予算の説明でした。

先ほど総務課長のお話がありましたけれども、昨年度、土木一式の契約状況を見ますと、とり方かもしれませんけれども、やはりAランクが多いんですね。Aランクが、金額でいくと全体の43.6%です。CとDを合わせても12.2%、17年と比べても、Aランクは、17年は31.6%、20年は43.6%で、Aランクが占める割合が多くなっています。

逆に、Dのところを見ますと、金額でいくと17年の半分ですよ。件数にしても、平成17年度175件、平成20年91件なんです。こういうことで中小零細業者に仕事が回っていると言えるのでしょうか。

吉澤県土整備総務課長 今、小越委員から、Aランク、Bランクの事業が多い、C・Dランクの事業が少ないとおっしゃいましたけれども、これは当然、事業の規模や、事業の内容などで発注区分を行っておりますので、A・Bランクの業者への金額が多いのは、これは当然のことです。

そして、A・Bランクに受けた業者であっても、請負契約約款の中で県内に本店のある業者に下請として発注するようという努力義務を定めております。また、工事材料につきましても、やはり同じような努力義務規定を定めております。したがって、A・Bランクへの発注が必ずしも大手建設業者への発注というだけではなくて、下請として中小の建設業者に回っている工事も少なからずあると認識しております。

小越委員 努力義務といいますが、実際どうなっているのか。先ほど、中小零細業者の方々に回っているはずではないかという話がありましたけれども、どのくらい回っていると把握されているのですか。

吉澤県土整備総務課長 私の手元にある工事の例でいえば、おおむね50%から25%くらいが下請に行っています。また、その2次下請ということで、さらにその下請が受けているものもございます。

小越委員 では、その下請の方々は、どのぐらいの労務賃で契約されているのですか。

吉澤県土整備総務課長 山梨県の労務賃の単価につきましては、全国に比べても低くない、高いほうであるというようなデータが、国土交通省の調査の資料でも出ております。

したがって、下請等に対しての賃金等も適正に支払われていると了解しております。

小越委員 それはあくまでみんな推測なんですよ。努力義務だし、そういうふうになっているかもしれないと。

Aのランク、Bのランクから下に行っているかもしれないという話がありますが、それは本当なのかどうか。しっかりそのところを確認するような決まりというか、契約上のところは、ないはずですよ。あるんですか。

吉澤県土整備総務課長 下請届というものを出示していただいておりますので、こういったところに下請が発注されているかということは了解しております。

小越委員 その下請の下とか、下請の孫請のところまで確認しているのですか。そして、その金額は幾らなのか。そうすると、中小零細業者は、異業種の参入なんかしなくても、20年度もしっかり、零細業者、建設業者に、仕事が回っていく、大丈夫だったということですか。

斉藤建設業対策室長 全体的に仕事が減っておりますので、当然各企業の仕事量というのは減ってきていると理解をしております。

小越委員 やっぱり実際のところをつかんでもらいたいです。
AとBのところに行っているけど、その下には多分行っているだろう、それではやっぱりわかりません。まちの工務店の方々、いわゆる大工さんの方々、仕事がないといつも言われます。皆さんもそう言われていると思うんですけど、このDランク外の業者の方もたくさんいると思います。建設業の許可業者数はさほど変わっていないと思います。平成10年に4,152、平成20年は3,840です。20年度は、入札参加資格外の建設業者の方々にはどういう仕事をつくってきたのでしょうか。

吉澤県土整備総務課長 県の発注に当たっては、当然入札参加資格を受けた業者に発注をしているということです。先ほども申しましたけれども平成20年度のC・Dランクへの発注額が、土木一式工事で、約32億円ございます。県内業者全体で、220億円くらいのところで32億円くらいがC・Dランクの発注です。率にして13.2%ほどでございます。

こういった工事がC・Dランクの業者に土木一式で発注されておりますので、中小企業への発注割合は、ここ2年連続してふえております。

工事内容に応じた発注は適正に行われているという結果だと思っております。

小越委員 私が質問したのはランク外の業者のことです。
県として、ランク外の方々の仕事をどのようにつくってこようとしたのか。どんな事業があってどんなことがあったのか。それは契約ではないかもしれませんが、県土整備部全体として、ランク外の本当に小さい工務店の方々、大工さんの方々を含めて、どういう事業をつくって仕事をつくらうとしてきたか。20年度、どんな事業があるのか聞いているんです。お答えください。

吉澤県土整備総務課長 C・Dランクというのは、県の入札参加資格の許可を受けている業者です。その業者は必ず、土木一式の場合にはランクをつけています。その方が入札の指名参加願を出してきておりますので、その方にのみ発注する、その方のみ受注する権利があるということです。

工事は県の工事だけではなくて、当然市町村の工事もありますし、小さい工事でも民間の工事も当然あります。ですから、入札指名参加願を県に対して出してくる業者は、県の工事を受注するために出してくるということであって、その方への発注は、工事の内容、あるいは規模に応じて適正にされていると私は理解しております。

小越委員 公共事業以外の問題で、普通の建設業者の方々、中小零細業者の方々に、どん

な仕事をしたら仕事が回っていくとお考えでしょうか。公共事業以外のところで、何かそういう策はないのでしょうか。こういう事業をしたら建設業者のところに仕事が回るということは考えていないということですか。

吉澤県土整備総務課長 それは、県土整備部の仕事というよりは、経済全体、社会全体の景気対策ということになるのではないかと思います。民間の発注する工事も含めて、全体の景気対策という問題になるのではないかと思います。

ちなみに、私ども、今年度の景気対策、緊急経済対策で、上半期前倒し発注が81%となっております。その中で、昨年の上期と比較しますと、3,000万円未満の工事が、約12億6,000万円ふえており、率にして30%ほどの増になっています。

ですから、経済対策という意味でも、中小企業への発注ということに意を用いて仕事を進めているということでございます。

小越委員

見解が違うから、公共事業のことしか県土整備部はやっていないということですよ。ほかの、どうやったら事業が拡大して、まちの土建屋さんの仕事が潤うかということは県土整備部の範疇外だということですよ。

それでは、中小業者の方々は、仕事をつくれといっても、どこにつくったらいのかと思います。この点からも、公共事業だけを見ていて、全体の県土整備部として事業をどうするかということを考えていないということ、不足していると、私は改めて思いました。

以上でいいです。

以 上

決算特別委員長 望月 清賢